

亀山ブランド 待望の第2弾！

亀山のよさを活かした逸品、募集します



亀山ブランド
Kameyama Brand

募集期間 令和4年9月16日(金)まで

詳しくは裏面をご確認ください。

【お問い合わせ】

亀山市産業環境部 商工観光課 観光・地域ブランドグループ

〒519-0195 亀山市本丸町577番地 TEL 0595-84-5074 FAX 0595-82-9669

URL:<https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2021031900013/>

亀山ブランド

検索



亀山ブランド認定品の募集について

目的

亀山の知名度の向上と事業者の生産意欲や販売意欲を高め、産業の振興と地域の活性化を図るために、本市の特徴である温暖な気候、豊かな自然、伝統と風土、歴史文化を最大限に活かして生み出された亀山市産品を「亀山ブランド」として認定します。

募集期間

令和4年8月1日(月)～令和4年9月16日(金)

申請要件

次の要件をすべて満たす事業者等が申請できます。

- ①農林水産業または製造業やサービス業を営む個人、法人またはこれらを営む者で組織される法人もしくは団体
- ②原則として、市内に生産、加工等または営業の拠点を有すること
- ③その他
 - ・暴力団員が役員となっている事業者でないこと
 - ・暴力団または暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと
 - ・市税等を滞納していないこと

認定対象

- (1) 認定対象となるのは、1年以上の販売実績があり、かつ次の①から⑤号のいずれかに該当するものです。
 - ①市内で生産された農林水産物
 - ②市内で製造または加工された製品
 - ③市内で生産された農林水産物を加工した製品
 - ④市に縁のある歴史上の著名人または市内の名所、旧跡等をPRする製品
 - ⑤市のイメージアップにつながる製品で市長が認めるもの
- (2) 認定は1事業者等につき5品目までとします。
※同じ品目で味、形、色等に相違があっても同一品目と認められる場合は、1品目とします。

認定の特典

- (1) 認定された商品は、亀山ブランド認定シールを貼り付けて販売することができます。
- (2) 認定盾、ミニタペストリー、卓上のぼり旗等を交付します。
- (3) 認定された商品は、市ホームページに掲載します。
- (4) 行政情報として発信します。(広報紙、行政情報番組など)
- (5) 各種特産品イベントでPR販売します。(全国各地で開催される物産フェアなど)
- (6) マスメディアを活用したPRを行います。
- (7) 亀山ブランド認定品の販路拡大を行います。
- (8) ふるさと納税返礼品として優先的に取り扱います。

提出書類

※様式は市ホームページからダウンロードしてください。

- ①亀山ブランド認定申請書
 - ②亀山ブランド認定申請調書
 - ③誓約書
 - ④申請者の概要が分かる書類
 - ア 定款または規約その他これに類する書類
 - イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
法人以外の団体にあつては、代表者の住民票
個人にあつては、申請者の住民票
 - ウ 申請者の事業内容等が分かる書類
 - ⑤認定を受けようとする市産品の概要が分かる書類
 - ⑥市税等を滞納していないことを証する書類
 - ⑦その他市長が必要と認める書類
- ※申請は、1事業者等につき5品目を上限とします。

提出方法

亀山市産業環境部 商工観光課
観光・地域ブランドグループ
(〒519-0195 本丸町577)へ持参または郵送してください。

審査および認定について

次の5つの認定基準に基づき審査し、その結果を申請者に通知します。

- ①地域性
- ②独自性
- ③信頼性
- ④市場性
- ⑤将来性

認定登録料および有効期間

- (1) 認定を受けた事業者等には、認定登録料を納めていただきます。
1品目目は1万円、2品目目以降は1認定品につき5千円
※更新の登録料は、1品目目は5千円、2品目目以降は1認定品につき3千円
- (2) 有効期間
認定日から令和6年12月31日まで
※更新の有効期間は、認定の終了する日の翌日から2年間

「地域ブランドの活用について」講演会開催のお知らせ

三重県中小企業庁よろず支援拠点コーディネーター 高垣和郎氏により、「地域ブランドの活用について」と題し、地域ブランドのことを学ぶ講演会を開催します。対象者は、亀山ブランドの認定を受けようとしている方、亀山ブランド認定事業者。また、自社のPR、販路拡大、新商品の開発を目指している方になります。

8月23日(火) 午前9時～11時
場 所 亀山市役所本庁3階理事者控室
募集人数 先着20名
申 込 先
商工観光課観光・地域ブランドグループ
TEL 0595-84-5074 MAIL kanko@city.kameyama.mie.jp